

第403回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年6月24日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 14人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

~~8 番 松田陽一委員~~

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

~~12 番 渡邊智春委員~~

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 5人

傍 聴 なし

4 欠席委員 8番 松田陽一委員 12番 渡邊智春委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第460回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第461回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第3号 非農地証明書の交付について

日程9 報告第4号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

議長（会長） 定刻になりましたので、6月15日に告示になりました、第403回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年6月15日、上山市農業委員会告示第8号により、令和4年6月24日、第403回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年6月17日付け農委第45号をもって、第403回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第403回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員14人となっております。なお、8番、松田陽一委員及び12番、渡邊智春委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が5人出席しております。以上で報告終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、9番、木村正委員、15番、木村辰也委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

はじめに所有権移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は小穴在住の〇〇氏、農業、譲受人は東町在住の〇〇氏、農業であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、小穴地内の畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 6月14日に農地専門委員会を開きました。それで新規就農者の希望の審査をいたしました。〇〇氏は地元出身で、上山明新館高等学校出身で在学中に農業に興味を持ったということで現在にいたっております。小穴の〇〇さんの息子さんで、土地の所有権は〇〇さんなので所有権の移転をするとのこと。ぶど

うを栽培する予定で、既に棚が設置されているので初期投資が少ない農地とのことで農地専門委員会では就農にオーケーを出しましたので審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 6月19日、現地確認調査を〇〇氏に行い、〇〇氏には先程専門委員長からあった通り、6月14日に色々お伺いしてぶどうや桃等を作付けしたいとのことで現場のぶどう棚が綺麗になっていて準備が始まっているようでした。積極的に農業をやりたいとのことだったので確認要件を満たすため許可相当とみなし、みなさんで審議よろしくおねがいします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は、阿弥陀地在住の〇〇氏、農業、借り人は山形市在住の〇〇氏、会社役員兼農業であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、阿弥陀地地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 〇〇さんも先程あったように6月14日に聞き取り調査を行いました。〇〇さんは藤吾の〇〇さんの息子さんで、小さい時から農業を手伝っております。農業に魅力を持ち、実習として鮭川村の〇〇でアスパラガスの栽培の研修などをしております。阿弥陀地に土地を借りてアスパラを耕作するという新規就農者として適していると思いますのでご審議よろしくおねがいしたいと思います。

議長 ありがとうございます。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 賃借権の設定について6月19日現地を確認しまして〇〇さんからも話を聞いて、〇〇さんはもう高齢のため耕作できなく誰かと思っていたところで、逆に〇〇氏に関しては先程委員長からあったとおり就農希望者として色々話を聞いてア

スパラガスを作付けしたいと、お父さんの〇〇氏は頑張るようにと話しているとの旨を聞きました。現地確認及び確認要件関係を満たすため許可相当と思われるので、ご審議よろしくおねがいします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第460回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第460回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。5件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は川口在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の田3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2及び3は関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。譲受人は高松在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は関根在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。関根地内の畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2及び3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。譲受人は中生居に事務所を有する株式会社〇〇、認定農業者、譲渡人は中生居在住の〇〇氏であります。中生居地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号5について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。譲受人は相生在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は横浜市在住の〇〇氏及び千葉県印旛郡栄町在住の〇〇氏であります。相生地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第461回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第461回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は皆沢に事務所を有する株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の畑4筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は埼玉県草加市在住の〇〇氏、借り人は仙石在住の〇〇氏であります。仙石地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は関根在住の〇〇氏、借り人は高松在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第460回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、関根地内の畑3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。5件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1及び2については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 3 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 3 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 8 ページをお開きください。1 件の申請がございました。整理番号 1 について説明いたします。申請人は新町一丁目に在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。新町一丁目地内の畑 1 筆について申請があったものです。平成 6 年 10 月 20 日付けで転用届出が受理され、以後、雑種地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 4 号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 4 号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の 9 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。所有者は泉川在住の〇〇氏、施工者は弁天二丁目に事務所を有する〇〇株式会社であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 1 時 58 分)

議事録署名委員

議事録署名委員